



回覧								組合分会長

## 6.2(火) 着任総務部長交渉を実施

6月2日(火) 18:00~19:10 8F研修室

### 主な交渉内容(抜粋)

1) 第4次定員適正化計画と平成28年度人員配置について、職員に対し職場ヒアリングや時間外勤務および業務量調査等の勤務実態を把握し、職員の勤務状況に応じた適正かつ均一な人員配置を確保すること。

<回答>第4次計画ではメリハリのある職員配置を実施。時代ニーズに合わせた弾力的な計画変更もしていく。来年度の職員配置前には所属長ヒアリング(1月頃)を行う。その所属長ヒアリング前には、組合との協議に応じる。

2) 中途退職者で特に労働環境が起因している職員に対しては徹底した対策を講じること。

<回答>労働環境を理由するものが認められた場合には、組合の協力も得ながら必要な対策に努めたい。

3) 地公法改正に伴う等級別基準職務表(ハンドブックP8)の条例化については事前に組合と十分な交渉・協議を行うこと。

<回答>組合とも十分協議をしていきたい。

4) 平成28年度の新規職員採用について、必ず採用予定人数を確保すること。また保育士や技術職員の後期試験の採用人数も、現状と将来を把握しながらできるだけ多くの採用をお願いする。

<回答>必要人数の確保策については幅広く検討していきたい。

5) 新採用受験資格が35歳まで引き上げられたことによる、受験者への職歴換算の事前説明の徹底と、採用職員に対する年齢差の弊害に不満がないよう対策を講ずること。

<回答>前歴換算に関する周知については、今後配慮する。採用年齢による格差については、在職者との整合も含めて検討すべき課題と考えている。

6) 育児休業復職後の昇任・昇格について、キャリアロスとならないよう対策を講ずること。

<回答>勤務実績によるものであることを踏まえたうえで、キャリアアップにつながる方法を研究したい。

7) 2016年4月から本格運用される人事評価制度については、4原則(公平・公正性、透明性、客觀性、納得性)を確保した上で、2要件(労働組合の関与・参加、苦情解決制度の構築)を図るため、設計段階から組合との十分な協議と合意を行うこと。また、賃金と昇任・昇格への反映は拙速に行わないこと。

<回答>4原則・2要件が確保できるよう組合と十分協議したい。組合協議は7月頃からお願いする。

8) 来年度からの別館庁舎の耐震工事期間中における職務への弊害について

<回答>当該工事の設計等を進める中で、担当課と協議をしながら最大限配慮していく。



執行部55名が参加し、当局と要求事項を確認・交渉した。

## 新入組合員研修(越路) 6月5日(金)～6日(土)



越路にて新入組合員51名参加による新入組合員研修を実施しました。

「労働組合とは、市職員とは」の研修、プレゼンテーション研修、労働金庫・全労済による保障と貯蓄に関する研修、県議会報告(野田県議)など、すべての研修に対して熱心にメモをとる新入組合員の姿にはほほえましいものがありました。また、地方自治研究センター副理事長の伊藤藤夫氏に「あなたのアイデアが地域を変える」をテーマに講演していただき、越前市の若手職員がいろんなアクションを起こし、市全体を変えようと奮闘している姿には、皆さんもかなり刺激を受けたようで、今後の仕事に対しポジティブに考えていきたいというレポートが多くありました。

1日目午後からのスポーツ交流会でのソフトバレーでは、笑いの中にも真剣プレーの姿もあり、仕事にもスポーツにおいてもチームプレーの大切さを学んだようでした。

夜は懇親会を通してさらに同期同士の交流を深め、2日目の執行部研修自治研部による「ライフプラン人生ゲーム」では、各班の発表の中で「人生設計の大切さ」を学んだ感想が多くありました。今後も同期同士の懇親を深め、日々の仕事に新採用らしく明るく元気に精を出してほしいと思います。



## 6/12 受付開始 親睦・交流会助成がスタートします

<期間>

平成27年6月12日～平成27年12月31日

<助成金>

2,000円上限（期間中組合員一人1回のみ）

2,000円以下の場合はその額（100円未満切捨）までを助成します

<対象>

職場内および職場間の親睦交流を組合員5名以上で行うもの

(ただし、職場内で行っている恒例行事（納涼会・旅行・忘年会等）

及び共済会・組合行事を除きます）

<申請方法>

実施前⇒事前申請書\*を提出（当日までに組合へ提出）

実施後⇒実施報告書\*と領収書を提出（実施後2週間以内）

<助成金の受渡>

A 幹事へ現金後払い B 参加者個人労金口座へ振込

C グループ口座に振込（労金のみ）

\*事前申請書、実施報告書は、後日組合分会長に配布しますのでコピーして使用してください。

また、組合から直接メールで様式を送信しますのでお問い合わせください。（20-5590）